

働き方改革と「RPA」

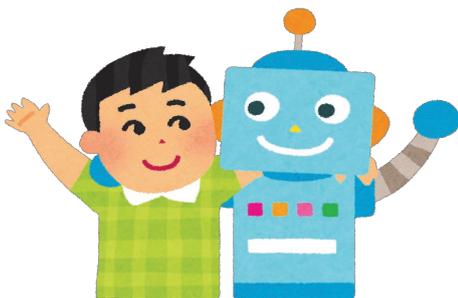
株式会社 葵総合経営 佐藤 修

ロボット（ここではRPAもAIも含まれる）が人の仕事を代替する、と聞くとほとんどの人が仕事を奪われる、と誤解してしまいがちですが事実は正反対です。

人間の仕事の47%が、機械やAIによって代替されるというデータがあります（米政府の発表）が、これは47%もの辛い仕事、途方もない量の仕事、いくらやっても成果が現れない仕事から人が解放されるということにほかならないのです。解放された人はより生産性の高い仕事、いままで手付かずになっていた仕事に従事することができます。

経営者から見れば、新たに人を採用することなく労働力が生まれたことになり、これまで実現できなかった事業拡張や新規事業展開に人材を投入することが可能になります。しかし、経営者はITに懐疑的でもあります。なぜなら、高額なIT投資のうち戦略投資はわずか3割で、運用コストが実に7割を占めているというのが現状だからです。

RPAはITの中でも比較的簡単に導入ができ、ルーティンワークや大量のデータを処理する業務に対して大きな効果を発揮するとされています。RPAを運用する環境が整えば売上の最大化やコストの削減も実現できるでしょう。



効率化に加え、きめ細かな対応や正確性も同時に成立させたい、という発想の日本人はやや無機質な無人化路線に抵抗感を感じやすいのかも知れません。ロボットも社員の一人として捉えたいと、人の仕事を代行させ人の生産性をより高めたいと考えているのでしょう。もともとRPAは姿形のみえないものであり、本来それで困ることもないはずなのに、日本人はキャラクター化したり名前をつけたり、わざわざ擬人化してしまいます。それこそが、無人化を目指すのではなく、ともに働く仲間と捉えたい意識の表れではないのでしょうか。

繰り返しになりますが、RPAは人の仕事を奪う脅威ではなく、人々をルーティン業務から解放してくれるものです。RPAがもたらす変化は業務の改善や処理スピードといった小さな話ではなく、企業、暮らし、社会、日本人といったあらゆる範疇に作用するものではないかと思います。

働き方改革を政府主導で進めていく上で、その鍵としてRPAの導入が検討され始めており、インターネットで関連ワードを検索すると多くのサイトがヒットします。

導入の成功例、失敗例、総務省のサイトを含めていろいろな情報がありますので、より詳しく知りたい方は参考にしてください。

<参考文献>

RPA革命の衝撃 大角暢之著 東洋経済新報社

民法改正（7）売買契約のトラブル

弁護士 長谷川 留美子

民法改正シリーズ第7回は、売買契約のトラブルをとりあげます。

例えば、商品を購入した際、購入した商品に傷があったり数量が不足していたりしたらどうなるでしょうか。

改正法では、このように契約の内容に適合しない物が引き渡された場合、買主は、売主に対し、物の修補や、代替物の引渡し、不足分の引渡しを請求できると規定されました。物の修補・代替物の引渡し・不足分の引渡しをまとめて「履行の追完」といいます（あるいは、単純に「追完」ともいいます）。

履行の追完の方法については、買主が請求する際に選択することになりますが、例外的に、「買主に不相当な負担を課するものでないとき」は、売主が追完の方法を選択できます。従って、契約書などを作成する際、この売主の選択権を排除したいと考えたときには、そのことを明記しておく必要があります。

一方、買主が追完を請求したにもかかわらず、売主が相当の期間内に追完をしない場合、買主は、代金の減額を請求することができます。いくら減額できるのかについては、どのくらい契約の内容に適合しない物なのかによって決まります。また、追完の請求をする意味が乏しい場合には、買主は、追完の請求をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができます。具体的には、①追完が不可能であるとき、②売主が追完を拒絶する

意思を明確に表示したとき、③特定の日時又は一定の期間内に目的物の引渡しをしなければ契約の目的を達することができない場合に売主が追完をしないままその時期が過ぎてしまったとき、④買主が催告をしても追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき、買主は直ちに代金の減額を請求することができます。ただし、当然のことですが、契約の内容に適合しない物であることが買主の責めに帰すべき事由によるものである場合、買主は、履行の追完請求も代金の減額請求もできません。

次に、契約の内容に適合しない物が引き渡された場合、買主は、前記のような履行の追完請求や代金の減額請求のほか、改正前と同様に、損害賠償請求や契約の解除もできます。契約の解除をするためには、従前どおり、原則として、相当の期間を定めてその履行の催告をする必要があります、その期間内に履行がないときに、契約の解除をすることができます。改正法では、これにただし書きが加わり、相当の期間を経過した時に、債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、解除が認められない、とされました。この場合は、前記のような代金減額請求や、損害賠償請求をすることになると思われます。

他方、改正法では、催告しても履行を受けない見込みがない場合に、催告なしで解除ができる場合があることも明文化されました。

(随想)

気候変動と民主主義の後退

センター会長 杉浦 正康

日本本土は一般的に温帯地域とされ私たちはまことに快適な気候風土の下で生活を営んでいます。しかし近年の地球温暖化の影響で亜熱帯地域の仲間入りをさせられそうな状況になってきました。そのため思いがけない現象が各地で見られるようになっていきます。同様のことがまさに世界的な規模で起こっているわけですから何が起こっても不思議はありません。最悪のばあいは海拔の低い地域などで国土の一部が海に埋没してしまうようなことまで起こるわけですから影響は致命的と言えましょう。

私たちの生活の中で非常に重要な位置づけにあり最近とみに人気の高い「コーヒー」が気候変動の影響でコーヒー豆の生産に適した土地が2050年ごろまでに激減するという問題が注目を集めています。業界では「2050年問題」と言っていますが、最大産地のブラジルでは生産に適した土地の約60%が失われると予測しているそうで大変な問題です。

生産地の移動も含めてとにかく気候変動のリスクに備えて品種改良なども含めた対策に必死に取り組んでいるようです。

ところで筆者が問題にしようと考えているのは、「地球温暖化」という自然現象の変化とその対応に目を奪われている間に、人類の生き方の根源にかかわる「民主主義」について重大な好ましくない変化が起こっていることについてです。

たとえばロシアでは、プーチン政権の下で

政府への批判は弾圧されジャーナリストが暗殺された疑いも生まれていますし、中国では習近平主席の下で特定の人に対する長期拘禁が繰り返されています。

トルコのエルドアン大統領は憲法改正によって大統領に権力を集中し民主政治は形だけのものとなりました。

サウジアラビアでは、つい最近現体制に批判的な報道を続けたカシヨギ氏が政府関係者によって暗殺された疑いが濃厚です。

上記のような例を見る限り世界の民主主義はどう見ても前進しているどころか後退しているのではないかとの懸念を持たざるを得ません。アメリカのトランプ大統領以前の、ビル・クリントン、ジョージ・ブッシュ、オバマと3代のアメリカ大統領はいずれも建前だけという批判もありますが世界の民主化を進めるという方針をアメリカ外交の柱の一つに掲げてやってきました。その点トランプ大統領の手法はお世辞にも民主主義を前進させているとは言えません。

スタンフォード大学のラリー・ダイヤモンド教授がその著書「民主主義の精神」において民主主義が世界的に後退していると指摘したのは2008年だとのことです。「民主主義の後退」がすでに相当程度進んでいることは由々しきことと言わねばなりません。温暖化と違ってこちらは人間の力で歯止めをかけることが出来るのです。日本ではそうならないよう真剣に取り組みたいものです。

秋の康友会行事

秋の高山祭への旅『飛騨牛付会席料理と高山散策』

去る、平成30年10月10日（水）に秋の康友会行事、秋の高山祭への旅「飛騨牛付会席料理と高山散策」を催しました。8時15分に葵総合経営センター前を出発。曇り空ではありましたが、渋滞もなく予定より少し早めに「本陣平野屋 花兆庵」に到着。古い町並みや陣屋がほど近くにあり、飛騨牛と飛騨の地の物を使ったひと手間ひと手間にこだわって厳選された7品の昼会席で飛騨の旬をお楽しみいただきました。康友会を通じて他企業の方々と歓談しながら交流を深めていただくことで更に有意義な時間をお過ごしいただけたのではないのでしょうか。



食後は、各自高山の町を自由散策していただきました。秋の高山祭（八幡祭）は櫻山八幡宮の例祭で、高山祭は日本三大美祭のひとつに挙げられています。今年は9日、10日の2日間の開催でした。当日はお昼過ぎから雨が降り出したためメインの御神幸（祭行列）が残念ながら中止となりましたが、美味しいお料理と散策でお囃子や雅楽を楽しみながら高山を満喫していただけたのではないのでしょうか。皆様方のご協力のもと、無事に旅を終えることができましたこと、感謝申し上げます。今後とも、当センターをご愛顧いただき、各行事へのご参加をスタッフ一同心よりお待ちしております。（文責：都築 玲香）



康友会ゴルフ同好会

第270回 例会成績

平成30年9月13日(木)

レイクグリーンゴルフ倶楽部

他参加者 荒井 栄児、杉浦 将人、日置 亨
柴田 浩司、藪井 満、古田 益三
(順不同・敬称略)

順位	氏名
優勝	杉浦 康晴
準優勝	山口 光治
3位	足立 文夫

<次回開催>

平成30年11月13日(火)
春日井カントリークラブ



11月、12月の税務・労務



11月の税務・労務

- 12日◇源泉所得税の納付
◇住民税特別徴収額の納付
- 15日◇所得税予定納税額第2期分の減額承認申請
- 30日◇平成30年9月決算法人の確定申告、3月決算法人の中間申告、12月・3月・6月決算法人の消費税中間申告(400万円超)
◇個人事業税第2期分の納付
◇平成30年9月決算法人の事業所税申告及び納付
◇所得税予定納税額(第2期分)の納付
◇個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告及び納付(400万円超)
◇特別農業所得者の予定納税額(第1期分)の納付

12月の税務・労務

- 10日◇源泉所得税の納付
◇住民税特別徴収額の納付(納期の特例を受けている者を含む)
- 28日◇官庁御用納め
◇保険料控除申告書及び配偶者控除等申告書等の提出…今年最後の給与等の支払を受ける日の前日まで
◇健康保険・厚生年金保険被保険者賞与等支払届(期限=支払後5日以内)
- 1月4日◇平成30年10月決算法人の確定申告、4月決算法人の中間申告、1月・4月・7月決算法人の消費税中間申告(400万円超)
◇固定資産税及び都市計画税第3期分の納付





ご案内

● 康友会からのお知らせ

【会員様対象無料法律相談日(予約制)】

平成30年 11月 21日 (水)
 平成30年 12月 17日 (月)
 平成31年 1月 15日 (火)
 弁護士 長谷川 留美子

● センターからのお知らせ

【無料よろず相談日(予約制)】

平成30年 11月 21日 (水)

慰安旅行に行ってきました！



熱海方面に行ったのですが、柿田川公園が印象に強く残りました。富士山からの雪解け水が、地下から湧き出しており、その透明度に心が洗われました。行ったことのない方必見です！

☆表紙の写真募集☆



葵総合経営センターではセンターだよりの表紙に掲載する作品を募集しています。

撮影された写真はもとより、陶芸や生け花 絵画など様々な作品を募集しております。(こちらから撮影に伺うことも可能です。)

自薦他薦は問いません。ご応募はお気軽に担当者、右記の電話番号へご連絡ください。

◎休日のお知らせ

11月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

12月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

★税務・労務・経営・法律に関することなら 専門家が何でもご相談に応じます。

● 税務相談

税 理 士 杉浦 康晴
 税 理 士 杉浦 正康
 税 理 士 古田 益三

● 労務相談

特定社会保険労務士 杉浦 玲子
 特定社会保険労務士 都築 玲香

● 法人関係手続相談

行 政 書 士 加藤 紀男

● ライフプランの相談

ファイナンシャルプランナー(CFP) 二村 晃司

● 医療・介護経営相談

医療経営コンサルタント 中島 和人

● 相続相談

相続診断士 横尾 泰幸

● 法律相談

弁 護 士 長谷川 留美子

各種お申し込み、お問い合わせは
 葵総合経営センター TEL (052) 331-1740 総務まで

編集 葵総合経営センター・康友会ニュース

『広報委員会』

早川 毅 近川純那 中島和人 小林浩子
 加藤紀男 都築玲香 山田真義 張本美佳

例年11月になってから受けていたインフルエンザの予防接種。今年は早くから学級閉鎖の記事などを目にしたため、10月下旬に受けました。

夏に受診した健康診断の結果が「要医師指導」となっていたので、あわせて健康相談もしてきました。



山田 真義